

お知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月1日(月)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

問合 **なんば市税事務所 固定資産税グループ**

TEL (土地)4397-2957 (家屋)4397-2958

※問い合わせ可能日、可能時間
(平日9時～17時30分(金曜日は9時～19時))



固定資産税(償却資産)について

問合 **船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ**

TEL 4705-2941 FAX 4705-2905

※問い合わせ可能日、可能時間(平日9時～17時30分)

固定資産税(土地・家屋)に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者となる方は、資産のある区を担当する市税事務所では縦覧帳簿を縦覧できます(資産をお持ちの区の縦覧帳簿に限ります)。

縦覧の際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)または納税通知書を持参してください。代理人の場合は委任状が必要です。

日時 4月3日(月)～5月1日(月)(土・日・祝日を除く)
9時～17時30分(金曜日は19時まで)

問合 **なんば市税事務所 固定資産税グループ**

TEL 4397-2957(土地) 4397-2958(家屋)

※問い合わせ可能日、可能時間
平日9時～17時30分(金曜日は9時～19時)

大阪市国民健康保険からのお知らせ

●保険料の通知について

国民健康保険料(4月～翌年3月分)については6月に決定し、6月中旬に世帯主あてに「国民健康保険料決定通知書」をお送りします。

●国民健康保険料のための所得申告書について

国民健康保険料を決めるため、収入のない方や市府民税の申告の必要がない方に国民健康保険料のための所得申告書をお送りします。

提出されていない方は、4月14日(金)までに区役所窓口サービス課保険年金担当(2階28番窓口)まで提出してください。

問合 **区 窓口サービス課(保険年金)**

TEL 6647-9956

※問い合わせ可能日、可能時間
(月)～(木)・第4(日):9時～17時30分、(金):9時～19時

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者に対する健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者に対して各種保健事業を実施しています。

後期高齢者医療健康診査

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等のチェックをしますので、現在生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒にてお送りします(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします)。

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診できます。受診の際は、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、以下に該当する方は、健康診査の対象外となります。

- ① 病院又は診療所に6カ月以上継続して入院中の方
 - ② 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方
- ※退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行いたしますので、お問い合わせください。
※事前に必ず受診希望の医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせください。
※人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません。

人間ドック費用の一部助成

人間ドック(公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限る)を受診された場合の費用の一部を助成しています。費用の助成を受ける際は、人間ドックを受診し、いったん費用全額を自己負担していただいてから、市区町村の担当窓口で費用助成を申請してください。

なお、各年度中(4月1日から当該年度の3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

問合 **大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課**

TEL 4790-2031 FAX 4790-2030

※問い合わせ可能日、可能時間: 平日9時～17時30分

後期高齢者医療歯科健康診査

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健康診査のお知らせ」をお送りします(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします)。

広域連合が指定する歯科医院等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、被保険者証を忘れずにお持ちください(受診券はありません)。

ただし、以下に該当する方は、歯科健康診査の対象外となります。

- ① 病院又は診療所に6カ月以上継続して入院中の方
- ② 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方

※事前に必ず受診希望の歯科医院へ実施状況を含めてお問い合わせください。

●申請に必要なもの

- ① 受診された人間ドックの「領収書」
- ② 検査結果通知書一式(コピー可)
- ③ 後期高齢者医療被保険者証
- ④ 口座情報のわかるもの
- ⑤ 申請書

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者ご自身で記入されない場合は、印鑑が必要です。
※検査結果通知書の写しの提出に応じられない場合は、提出先の窓口にお申し出ください。

児童扶養手当の支給月額が改定されます

令和5年4月分から、「児童扶養手当法」および「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に児童扶養手当月額が改定されます。

児童1人目		
全部支給	43,070円	▶ 44,140円
一部支給	43,060円～10,160円	▶ 44,130円～10,410円
児童2人目		
全部支給	10,170円	▶ 10,420円
一部支給	10,160円～5,090円	▶ 10,410円～5,210円
児童3人目		
全部支給	6,100円	▶ 6,250円
一部支給	6,090円～3,050円	▶ 6,240円～3,130円

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

問合 **区 保健福祉課(子育て支援)児童扶養手当担当**

TEL 6647-9895 FAX 6644-1937

特別児童扶養手当・特別障がい者手当などの手当月額の改定について

令和5年4月からの手当月額が次のとおり改定されました。

◆特別児童扶養手当・特別障がい者手当など(月額)

各種手当	改定前	改定後
① 特別児童扶養手当(1級)	52,400円	▶ 53,700円
② 特別児童扶養手当(2級)	34,900円	▶ 35,760円
③ 特別障がい者手当	27,300円	▶ 27,980円
④ 障がい児福祉手当	14,850円	▶ 15,220円
⑤ 経過的福祉手当	14,850円	▶ 15,220円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合 **区 保健福祉課(障がい者支援)**

TEL 6647-9897 FAX 6644-1937